

## 独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程 改正の趣旨

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」が平成 24 年 8 月 7 日に閣議決定され、さらに、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成 25 年 1 月 1 日に施行されたことに鑑み、国家公務員の退職手当の改正に準じて役員の退職手当の額を改正する必要があるため、役員退職手当支給規程を改正することとしたい。なお、平成 25 年 10 月 1 日施行とする。

### ●役員退職手当支給規程

退職手当の支給額を当分の間、△6.66%引き下げ

ただし、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては、△4%引き下げ

独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>○独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日 規程第 8 号  <u>最終改正 平成 25 年 9 月 30 日 規程第 5 号</u></p> <p>第 1 条～第 1 1 条 (略)</p> <p>附 則                      (略)</p> <p><u>附 則 (平成 25 年 9 月 30 日規程第 5 号)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 当分の間、退職手当の支給額は、規程第 3 条に規定するところにより算出された支給額に 100 分の 93.34 の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 この規程の規定による改正後の前項の適用については、同項中「100 分の 93.34」とあるのは、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 96」とする。</u></p>	<p>○独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日 規程第 8 号  <u>改正 平成 25 年 3 月 29 日 規程第 7 号</u></p> <p>第 1 条～第 1 1 条 (略)</p> <p>附 則                      (略)</p>

## ○独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 7 号  
最終改正 平成 25 年 9 月 30 日 規程第 5 号

### (総則)

第 1 条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当の受給者)

第 2 条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、その常勤役員の退職が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- (1) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項の規定により解任された場合（同項第 1 号の規定により解任された場合を除く。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した場合

### (退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じた額に、内閣府の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 6 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

### (退職手当の支給制限)

第 4 条 常勤役員の退職手当の支給に係る一時差止及び返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項及び第 3 項並びに同法第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに同法第 12 条の 3 第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「職員」とあるのは「常勤役員」と、第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに第 12 条の 3 第 1 項中「各省各

庁の長」とあるのは「理事長」と、第12条の2第1項中「公務」とあるのは「センター業務」と読み替える。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第6条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、委員会から当該常勤役員の業績勘案率の決定通知を受けた日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者以外、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を

先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、第3号に掲げる者については、常勤役員と親等の近い者を先にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第9条 遺族が退職手当の支給を受けようとするときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の取扱い)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国民生活センター役員給与規程を改正する規程(平成18年3月31日規程第6号。以下「改正給与規程」という。)附則第2項の規定による俸給を支給される常勤の役員に関する第3条の規定の適用については、当分の間、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正給与規程附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成16年2月3日規程第23号)

- 1 この規程は、平成16年2月3日から施行し、同年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、改正後の規程第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 退職の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間につき100分の28の割合を乗じて得た額
  - (2) 退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、改正後の規程第3条に規定する業績勘案率を乗じて得た額(基準日から退職の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に

基準日から退職の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た業績勘案率を乗じて得た額)

- 3 前項の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が改正後の規程第5条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 4 第2項第1号の規定による額は、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則（平成18年8月30日規程第3号）

この規程は、平成18年8月30日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第7号）

- 1 この規程は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 退職手当の額においては、当分の間、規程第3条で算出された総額に100分の98の割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成25年9月30日規程第5号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 当面の間、退職手当の支給額は、規程第3条に規定するところにより算出された支給額に100分の93.34の割合を乗じて得た額とする。
- 3 この規程の規定による改正後の前項の適用については、同項中「100分の93.34」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の96」とする。